

CONNQTOR 利用規約

2024 年 4 月 30 日現在

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は CONNEQTOR を運営し、この CONNEQTOR 利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、東証の ToSTNeT 市場（以下「ToSTNeT」といいます。）に発注するに当たっての ETF（東証に上場するものに限り、以下同じ。）の取引条件の交渉機能を、CONNQTOR 利用者に提供します。

2 CONNEQTOR を通じた ETF の交渉及び取引に係る一切の責任は CONNEQTOR 利用者であり、CONNQTOR 利用者はこれを了承の上、CONNQTOR 利用者自身の責任において、CONNQTOR を利用するものとします。

3 CONNEQTOR 利用者は、利用規約に従って CONNEQTOR を利用するものとします。

(用語の定義)

第 2 条 利用規約において、「投資家」とは、CONNQTOR の利用者のうち、自身で銘柄・数量等の取引条件を指定して交渉を開始する利用者をいいます。

2 「マーケットメイカー」とは、CONNQTOR の利用者のうち、投資家からの取引条件の指定を受領し、それに対して決済日及びプライス等（以下「決済日等」といいます。）を提示する利用者をいいます。

3 「証券会社」とは、CONNQTOR の利用者のうち、投資家及びマーケットメイカーからの注文を受けて受注可否を判断したうえで必要に応じて東証に発注を行う利用者をいいます。

4 「接続ベンダ」とは、投資家等に対して注文や執行の管理等を行うシステム等を提供し、当該システムと CONNEQTOR とのシステム間接続を行うことで、当該システムを経由して CONNEQTOR の取引条件の交渉機能を利用できるサービスを提供する者をいいます。なお、電子取引プラットフォームを提供する Tradeweb Markets LLC も接続ベンダに含まれます。

5 「CONNQTOR 利用者」とは、前 4 項のいずれかに該当する利用者をいいます。

第 2 章 利用申込等

(参加要件)

第 3 条 CONNEQTOR 利用者は、適格機関投資家、協同組織金融機関（適格機関投資家として登録されている者を除きます。）又は高速取引行為者として内閣総理大臣の登録を受けている者その他東証が適当と認めた者に限ります。ただし、接続ベンダについてはこの限りではありません。

2 マーケットメイカーは、東証の取引参加者若しくは取引参加者と取引一任契約を締結している者（こ

れと同等の関係にあると東証が認めた者を含む。)又は高速取引行為者として内閣総理大臣の登録を受けている者のうち、東証がETF市場におけるマーケットメイカーとして指定した者に限ります。

3 証券会社は、東証の取引参加者に限ります。

(利用申込み)

第4条 CONNEQTORの利用を希望する者(第15条第1項の規定により証券会社に代理入力を依頼する投資家を除きます。以下「利用希望者」といいます。)は、利用規約及びその他のCONNEQTORの利用に関するドキュメント等を承諾の上、東証所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、東証に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

2 前項及び第5項の規定による申込みに対して、東証が承諾する場合には、東証は当該利用希望者にCONNEQTORの利用に必要な情報を通知します。当該通知の時点で、当該利用希望者と東証との間で、利用規約に基づくCONNEQTORの利用契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとします。

3 利用希望者が次のいずれかに該当すると東証が認める場合には、東証は、第1項の申込みを承諾しないことがあり、利用希望者はあらかじめこれを了承するものとします。

- (1) 前条に定める参加要件を充足しない場合
- (2) 第1項の利用申込書類に虚偽の事実を記載した場合
- (3) 利用希望者がCONNEQTORの利用に係る義務を怠るおそれがある場合
- (4) 利用希望者がETFの売買に関する業務を行っておらず、行う見込みもない場合
- (5) 東証との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (6) 東証の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (7) その他東証が利用希望者の利用を適当でないと合理的に判断した場合

4 利用申込書の内容に変更が生じた場合には、CONNEQTOR利用者は直ちに別途東証が定める「変更届」を東証に提出するものとします。

5 利用希望者のうち、東証の取引参加者、高速取引行為者として内閣総理大臣の登録を受けている者その他東証が適当と認めた者又は証券会社若しくはマーケットメイカーが、自己の計算によるETFの売買(取引一任契約に基づく売買を含みます。)について、投資家としてCONNEQTORを利用しようとする場合には、当該者は、あらかじめ別途東証所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、東証に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

6 利用希望者のうち、Tradeweb経由でCONNEQTORを利用する場合には、当該社は、あらかじめ別途東証所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、当該接続ベンダを介してこれを東証に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。また、当該申込に対して、東証が承諾する場合には、東証は当該接続ベンダを介して、当該利用希望者にCONNEQTORの利用に必要な情報を通知します。当該通知の時点で、当該利用希望者と東証との間で利用契約が成立するものとします。

7 接続ベンダについては、第1項に定める利用申込みのほか、東証と別途契約を締結することで当該利用申込みを行ったものとみなします。

第3章 CONNEQTOR 利用者の権利・義務

(使用権等)

第5条 東証は、CONNEQTOR 利用者に対し、CONNEQTOR を利用できる非独占的な利用権を許諾するものとします。

2 前項の場合において、CONNEQTOR に関するドキュメント、マニュアル等に関する著作権、工業所有権その他一切の権利は東証に留保されるものとします。

3 CONNEQTOR 利用者は CONNEQTOR を利用するにあたり、別途東証が定める業務規程（諸特例及び細則を含みます。以下同じ。）、接続仕様書、API 接続仕様書、接続にかかる遵守事項等の関連規程を順守するものとします。

4 CONNEQTOR 利用者は、CONNEQTOR を適法な目的にのみ利用するものとします。

(ユーザ ID 等の管理)

第6条 CONNEQTOR 利用者は、ユーザ ID、パスワード及びサブスクリプションキーの管理及び使用について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害について、東証は何ら責任を負わないものとします。これらの不正利用の疑いがある場合には直ちに東証に知らせるものとします。

2 CONNEQTOR 利用者は、ユーザ ID、パスワード及びサブスクリプションキーを、第三者に譲渡し、貸与し、使用させ、質入れその他一切の処分をしてはならないものとします。役職員等に CONNEQTOR を利用させる場合には、当該役職員等にユーザ ID、パスワード及びサブスクリプションキーを使用させることができますが、CONNEQTOR 利用者は役職員等によるユーザ ID、パスワード及びサブスクリプションキーの管理及び使用に責任を負うものとします。

(CONNEQTOR への接続のために必要な設備等の設置)

第7条 CONNEQTOR 利用者は、CONNEQTOR を利用するにあたり、CONNEQTOR への接続のために必要な設備等は、自らの負担で準備するものとします。

(保全責任)

第8条 東証は、CONNEQTOR 用の設備の処理能力の制御その他の事由により、情報の授受又は保存等に不具合が生じることがないように努めるものとします。

2 CONNEQTOR 利用者は、CONNEQTOR の利用にあたり、自らの負担で準備した設備等が正常に稼働するよう管理・維持するように努めるものとします。

3 CONNEQTOR 利用者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合は、経由する全てのネットワークに関する規則その他の取決めに従うものとします。

(禁止事項)

第9条 CONNEQTOR 利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 投資家から提示された気配提示依頼又はマーケットメイカーから提示された決済日等に関する気配情報等、CONNEQTOR を通じて入手した情報を不正に利用する行為
- (2) 約定又は交渉の意図がなく、みだりに気配提示依頼や価格提示を送信する行為
- (3) 投資家から送信された気配提示依頼を、CONNEQTOR における気配提示及びヘッジ等関連する取引以外に利用する行為
- (4) マーケットメイカーから提示された決済日等に関する気配情報を、ETF の取引以外に利用する行為
- (5) CONNEQTOR の利用権を第三者に譲渡又は貸与する行為
- (6) 他者になりすまして CONNEQTOR を利用する行為
- (7) 東証又は第三者の権利・利益を侵害・毀損する行為又はそのおそれがある行為
- (8) 東証のサーバに対して不正アクセスを試みる行為及び高負荷をかける行為のほか、東証のシステムに障害を発生させようとする行為
- (9) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (10) 利用規約に違反する行為
- (11) 前各号に定めるほか、東証が不相当と認める行為

第4章 サービスの概要

(CONNEQTOR の機能)

第10条 東証は、証券会社に対して以下の2種類の機能を提供します。

- (1) CONNEQTOR において取引条件が合致した場合に、当該条件を投資家又はマーケットメイカーが選択した証券会社に通知する機能
 - (2) CONNEQTOR において取引条件が合致した場合又はその後に証券会社が内容を確認したことを東証に通知した場合に、当該条件で投資家又はマーケットメイカーの指定するシステム間接続仮想サーバから ToSTNeT に電文を送信する機能
- 2 証券会社は、第4条に定める利用申込みの際に、前項各号のいずれの機能を利用するかを明示するものとし、双方の機能を同時に利用することはできないものとします。
- 3 証券会社は第1項第1号の機能から同項第2号の機能に変更を希望する場合、又は、第1項第2号の機能から同項第1号の機能に変更を希望する場合には、東証に変更申込みを行うこととし、東証が当該申込みを承諾した場合にサービス変更ができるものとします。
- 4 東証は、投資家に対し、投資家が指定した交渉条件に対してマーケットメイカーが提示した決済日等を表示するものとし、その時点で投資家にとって最良と東証が判断する決済日等を選択できる機能を提供します。

(投資家からの価格提示依頼等)

第 11 条 投資家は、CONNEQTOR において、取引を希望する銘柄及び決済日その他必要事項を入力することで、マーケットメイカーに対して価格提示依頼を行います。

2 マーケットメイカーは、前項の規定に従い行われた価格提示依頼に対して、決済日等を提示する又は価格提示の拒否を表明するよう努めるものとします。

3 投資家は、マーケットメイカーから提示された決済日等について、取引を希望する場合には、取引条件の承認の申込みを行います。なお、当該申込みがなされたことでマーケットメイカーが当該条件で承認する義務を負うものではありません。

4 投資家は、前項の規定に従い取引条件の承認の申込みを行った後に、当該申込みを取り消すことはできないものとします。

5 第 4 条第 5 項の規定に従い利用の申込みを行い、投資家として CONNEQTOR を利用する者が、第 1 項の価格提示依頼を行った場合、当該投資家として CONNEQTOR を利用する者の名称を、CONNEQTOR において、マーケットメイカーに表示します。

(マーケットメイカーによる取引条件の承認)

第 12 条 マーケットメイカーは、前条の規定に従い投資家から取引条件の承認の申込みがあった場合には、当該条件で承認することに努めるものとします。

2 マーケットメイカーは投資家からの取引条件の承認の申込みを承認した後に、当該承認を取り消すことはできないものとします。

3 マーケットメイカーによる取引条件の承認により、価格提示依頼を行った投資家による当該投資家が指定した証券会社に対する ETF の売買の委託の申込み及び当該マーケットメイカーによる当該マーケットメイカーが指定した証券会社に対する ETF の売買の委託の申込みが行われたものとみなします。ただし、当該投資家又は当該マーケットメイカーが指定した証券会社との間で、前項の規定に従い承認された取引条件と同一の内容を別途送信することを約している場合において、当該投資家又は当該マーケットメイカーが当該内容を当該証券会社に対して別途送信し、当該証券会社がそれを受領したときは、当該内容をもって証券会社に対する ETF の売買の委託の申込みとみなします。なお、当該申込みがなされたことで証券会社が注文依頼内容に従って約定させる義務を負うものではありません。

(証券会社による発注)

第 13 条 証券会社は、前条の規定に従い投資家又はマーケットメイカーの ETF の売買の委託の申込みを受領した場合には、受託の可否を速やかに東証に通知するものとします。

2 前項の受託の通知は、当該通知を行うことで証券会社が注文依頼内容に従って約定させる義務を負うものではありません。

3 証券会社は、第 1 項の規定に従い投資家又はマーケットメイカーからの売買の委託の申込みを受託する場合には、直ちに ToSTNeT にのみ発注することとし、ToSTNeT 以外で取引してはならないものとします。この場合において、証券会社は、相手方となる証券会社と交渉のうえ、分割して発注することができるものとします。

(約定の成否等)

- 第 14 条 証券会社は、前条第 3 項の規定に従い CONNEQTOR で条件が合致した注文について ToSTNeT に発注してその約定結果を受信した場合、直ちに当該約定結果を CONNEQTOR 上に反映しなければならないものとします。
- 2 東証は、CONNEQTOR の利用時間が終了するまでに前項に定める約定結果を受信しなかった場合には、当該注文は約定しなかったものとして投資家又はマーケットメイカーに表示します。
 - 3 投資家及びマーケットメイカーは、約定結果を確認できない場合には、証券会社に対して注文の執行状況について確認するものとします。
 - 4 前項の投資家又はマーケットメイカーへの表示にかかわらず、証券会社は ToSTNeT で約定した場合には、東証の業務規程に基づき、約定内容を履行する義務を負うものとします。この場合における投資家及びマーケットメイカーと証券会社間の権利義務関係は、両者で別途協議を行って決定するものとし、東証は何らの義務を負わないものとします。
 - 5 証券会社から CONNEQTOR 上で同一の注文依頼に対して複数の約定結果が送信された場合、東証は最初に受領した通知を正しいものとして扱い、以降に受領した約定結果通知を読み捨てることができます。
 - 6 東証は、投資家の指定した証券会社及びマーケットメイカーが指定した証券会社の双方から約定した旨の通知を受領した場合、CONNEQTOR 上で CONNEQTOR 利用者に約定したことを通知します。投資家の指定した証券会社とマーケットメイカーが指定した証券会社の双方からの通知内容に矛盾がある場合、当該注文の約定状況が不明である旨を投資家及びマーケットメイカーに通知します。
 - 7 前項の通知を受領した場合、投資家、マーケットメイカー及び証券会社は ToSTNeT での約定状況を直ちに確認するものとします。
 - 8 東証は、証券会社からの通知内容をもとに注文依頼に関する約定結果を CONNEQTOR の画面及び履歴情報に表示するものとし、当該表示内容について東証が正確性を担保するものではなく、当該情報に誤謬が存在した場合には、東証に故意又は重過失がある場合を除き、東証は賠償の責を負わないものとします。CONNEQTOR の表示内容が証券会社の通知内容と異なっている場合には、東証は速やかに当該表示内容を修正します。ただし、事後的に証券会社からの通知内容に誤りがあることが発覚した場合において、東証は過去データを訂正する義務は負いません。
 - 9 CONNEQTOR 利用者が、ToSTNeT での約定前に、約定することを期待してとった行動（ヘッジ取引、裁定取引などを含むがこれらに限りません。）に起因して被った損害については、東証は一切賠償の責を負わないものとします。

(証券会社による代理入力)

- 第 15 条 証券会社は、顧客からの要望があった場合には、当該顧客に代わって、第 11 条から前条までの規定に従い、CONNEQTOR を利用することができます。この場合において、当該証券会社は、投資家とみなして利用規約の規定を適用します。

2 前項前段に規定する顧客は、CONNEQTOR を利用しないものとします。

(証券会社又はマーケットメイカーによる投資家としての CONNEQTOR の利用)

第 15 条の 2 第 4 条第 5 項の規定に従って利用の申込みを行った証券会社又はマーケットメイカーは、自己の計算による ETF の売買（取引一任契約に基づく売買を含みます。）について、第 11 条から第 14 条までの規定に従い、投資家として CONNEQTOR を利用することができます。

(Tradeweb を経由した CONNEQTOR の利用)

第 15 条の 3 第 4 条第 6 項の規定に従って利用の申込みを行った CONNEQTOR 利用者は、投資家として CONNEQTOR を利用することができます。

(リスクリミットの設定)

第 16 条 CONNEQTOR 利用者（ただし、接続ベンダを除く。以下本条において同じ。）は CONNEQTOR 上でリスクリミットを設定することができます。証券会社は、自身を指定したマーケットメイカーに対して、あらかじめ設定したリミットを超える価格提示依頼その他の交渉内容について、送信及び表示させないこともできます。

2 リスクリミットの設定値は、CONNEQTOR 利用者の責任において決定するものとし、東証は当該設定値の正当性及び妥当性について責任を負わないものとします。

(参考情報の提供)

第 17 条 東証は、CONNEQTOR において、CONNEQTOR 利用者にとって有用と考えられる市場情報を提供することができます。ただし、これらの情報のうち、東証以外の第三者が情報の発信源となっている情報は参考情報であり、東証は当該情報の正確性を保証するものではありません。当該情報に誤謬があった場合に当該誤謬によって CONNEQTOR 利用者に損害が生じたとしても、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、東証は CONNEQTOR 利用者に対し一切の責任を負いません。

(データの利用)

第 18 条 東証は、自主規制法人及び関係当局等と共同して、CONNEQTOR 上のデータ（取引データ、システム利用データを含みます）を適切な市場運営を確保する目的にのみ利用できるものとします。

2 東証は、CONNEQTOR における気配提示依頼や取引に関するデータについて、CONNEQTOR 上で初めて表示された日の翌営業日以降に、CONNEQTOR 利用者特定されない処理を施すとともに他の CONNEQTOR 利用者に関するデータと統合した形式とすることを条件に、CONNEQTOR 利用者の事前の承諾を得ることなく、東証が第三者に対して有償・無償を問わず当該データを、提供できることとします。

第 5 章 サービスの停止等

(サービスの停止、制限・中断)

第 19 条 東証は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、CONNEQTOR 利用者に実務上可能な範囲で事前に通知した上で、CONNEQTOR の利用の一部又は全部を停止し、又は一時的に中断することができるものとします。

- (1) 東証において設備、機器等の保守点検が必要なとき
- (2) 火災、停電により CONNEQTOR のサービス提供ができないとき
- (3) 天災地変（地震・洪水・津波・感染症の拡大等）により CONNEQTOR のサービス提供ができないとき
- (4) 人為的災害（戦争・動乱・騒乱等）その他不測の事態により CONNEQTOR のサービス提供ができないとき
- (5) その他東証が必要と判断したとき

2 東証が必要と判断した場合は、CONNEQTOR 利用者に事前に通知した上で、CONNEQTOR のサービス内容を変更できるものとします。

3 東証は、CONNEQTOR のサービス提供を終了する場合、終了日の 90 日前までに、CONNEQTOR 利用者に書面又は電磁的方法により通知します。CONNEQTOR のサービス提供を終了した場合、当該終了の時点をもって、すべての CONNEQTOR 利用者との間の利用契約は自動的に終了するものとします。

第 6 章 利用契約の解除等

(マーケットメイカーに対する指導等)

第 20 条 東証は、マーケットメイカーによる決済日等の提示状況をモニタリングするものとします。2 東証は、マーケットメイカーが、第 12 条第 2 項の規定に反して投資家からの気配提示依頼に対して決済日等の提示に努めていないと認められる場合には、当該マーケットメイカーに対して、投資家からの価格提示依頼に対して決済日等を提示するように指導することができます。

3 前項の指導を行った場合において、マーケットメイカーの決済日等の提示状況に改善が見られないときは、東証は、当該マーケットメイカーの CONNEQTOR の利用を一時的に制限するなどの対応を行うことができるものとします。

(利用契約の解除等)

第 21 条 東証は、CONNEQTOR 利用者が違反行為（CONNEQTOR を本来の目的のために利用しないこと又は利用規約（CONNEQTOR 利用に関する各種のドキュメントを含みます。）若しくは業務規程に定める内容に違反する等不適切な行為を行うことをいいます。以下同じ。）を行った場

合には、当該 CONNEQTOR 利用者に対し、当該違反行為の是正を要求するとともに、当該 CONNEQTOR 利用者の利用を一時的に制限するなどの対応を行うことができるものとします。合理的な期間内に当該違反行為の是正が行われない場合は、東証は、当該 CONNEQTOR 利用者の利用契約を解除することができます。

- 2 CONNEQTOR 利用者は、利用契約の解除を希望する場合には、毎月 15 日までに東証に解除の申込みを行うものとし、当該申込みを東証が受理した日の翌月末に利用契約が解除されるものとします。

(存続条項)

第 22 条

本契約が終了した後も、第 14 条第 6 項及び第 7 項、第 21 条第 3 項、第 23 条第 4 項並びに第 25 条から第 29 条までの定めは、なお有効に存続するものとします。

第 7 章 利用料

(利用料等)

第 23 条 CONNEQTOR の利用料については、以下のとおりとします。

- (1) 利用希望者の利用申込 無料
 - (2) CONNEQTOR 利用者の月額利用料 無料
 - (3) CONNEQTOR で取引交渉された注文依頼（ただし、Tradeweb 経由の取引を除く）が ToSTNeT で約定した場合に証券会社が東証に支払う取引料 ToSTNeT での月額約定代金の合計額に万分の 0.20 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる）
 - (4) Tradeweb 経由で CONNEQTOR での取引交渉を行った際に、注文依頼が ToSTNeT で約定した場合に証券会社が東証に支払う取引料 ToSTNeT での月額約定代金の合計額に万分の 0.40 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる）
- 2 前項に加え、CONNEQTOR で取引交渉された注文依頼が ToSTNeT で約定した場合、証券会社は取引参加料金等に関する規則に定めるところにより ToSTNeT 利用における取引参加料金を支払うものとします。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、東証は CONNEQTOR 利用者又は CONNEQTOR の利用を促進する者に対し、利用料の減免又はレポートの提供をできるものとします。
 - 4 CONNEQTOR 利用者は、第 1 項及び第 2 項に定める利用料について支払期日を経過してもなお支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、東証に対して支払うものとします。

第 9 章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 24 条 東証は、CONNEQTOR の利用申込みの際に提供された氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報について、以下の目的で使用します。

- (1) CONNEQTOR 利用の申込みの確認及びその提供
- (2) CONNEQTOR に関連した情報の案内又は調査

2 東証は、CONNEQTOR の利用申込みを行った者から受け取った個人情報について、「個人情報の取扱いについて」(<https://www.jpx.co.jp/corporate/about-jpx/info-security/index.html>) 及び「プライバシーポリシー」(<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/index.html>) にしたがって取り扱い、利用目的の範囲を超えて使用したり、法令に基づく場合などを除いて、本人の同意を得ることなく第三者に開示、提供しません。

3 CONNEQTOR の利用申込みを行った者は、「個人情報の取扱い」及び「プライバシーポリシー」に同意したものとみなします。

(秘密事項)

第 25 条 東証は、CONNEQTOR の提供に際し知り得た CONNEQTOR 利用者の業務上の秘密を、CONNEQTOR の運営及び業務の遂行以外の目的で利用せず、第三者（東証及びその関係会社並びにそれらの役職員並びに CONNEQTOR システムの維持・保守業務、運用業務、運用サポート業務その他 CONNEQTOR の提供に関する業務の委託先の業務従事者に対して、当該目的のために必要な範囲で開示する場合で、かつ、当該第三者において秘密保持義務違反があった場合には東証による義務の違反として CONNEQTOR 利用者に対して直接責任を負うこととされる場合を除きます。）に漏らすことはしません。ただし、次の各号のいずれかに該当すると東証が判断した場合には、この限りではありません。

- (1) 法律により、開示義務が課せられた場合
- (2) 利用規約に違反する行為を防止するために、東証が必要であると判断した場合
- (3) 東証又は他の CONNEQTOR 利用者の重要な権利又は財産の保護のために東証が必要不可欠であると判断した場合
- (4) 東証が CONNEQTOR 用の設備を維持するために必要不可欠であると判断した場合
- (5) 東証が CONNEQTOR 用の設備に生じた障害を修理又は復旧するために必要不可欠であると判断した場合

(反社会的勢力との関係排除)

第 26 条 利用規約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員

(相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。)、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。)

(4) 総会屋

(5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体

(6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体

(7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

2 CONNEQTOR 利用者について、次の各号に掲げる者が反社会的勢力である場合、CONNEQTOR の利用は認められません。なお、利用希望者が CONNEQTOR の利用申込みを行った場合、これに該当しないことを確認したうえで本条に定める内容に同意したものとみなします。

(1) 自ら又はその株主(経営に事実上参加していると認められる者に限ります。)、役員及び使用人

(2) 相手方との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

3 CONNEQTOR 利用者は、東証が前項に関する調査を行う場合にはこれに協力するものとします。

(免責事項)

第 27 条 東証による故意又は重過失の介在しない東証のサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、業務の状況その他の理由により CONNEQTOR のシステム又は当該システムを通じた CONNEQTOR のサービスに不具合等が発生し、それにより CONNEQTOR 利用者に費用又は損害等(CONNEQTOR 利用者の本来の意図とは異なった取引の約定等を含む)が発生した場合であっても、東証は、一切の責任を負わないものとします。

2 CONNEQTOR のシステム上で提供される情報の正確性又は保存等については、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、人為的、機械的その他何らかの理由により不具合が生ずる可能性があり、CONNEQTOR 利用者は、これを了承した上で CONNEQTOR を利用するものとします。また、CONNEQTOR 利用者がこれらの情報を用いて行う判断の一切について、東証は、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 東証は、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、CONNEQTOR 利用者が CONNEQTOR のサービスを利用したことにより発生したいかなる費用又は損害等について一切の責任を負わないものとします。

4 CONNEQTOR 利用者が CONNEQTOR のサービスを利用したことにより他の CONNEQTOR 利用者又は第三者に費用又は損害等が発生した場合であっても、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、当該 CONNEQTOR 利用者の責任と費用において解決することとし、東証は、一切の責任を負わないものとします。

5 利用規約に基づき東証が行った行為に起因して CONNEQTOR 利用者に費用又は損害等が発生した場合であっても、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、東証は、一切の責任を負

わないものとしします。

- 6 東証は、CONNEQTOR のサービスの提供方法を変更し、又は一部 CONNEQTOR のサービスの提供を中止する場合には、あらかじめ CONNEQTOR 利用者へ通知します。それにより CONNEQTOR 利用者に費用又は損害等が発生した場合であっても、東証による故意又は重過失が介在した場合を除き、東証は、一切の責任を負わないものとしします。

(損害賠償)

- 第 28 条 CONNEQTOR 利用者が法令又は業務規程若しくは利用規約に違反して、東証に損害を与えた場合、東証は当該 CONNEQTOR 利用者に対してその賠償を求めることができるものとしします。

(準拠法、合意管轄)

- 第 29 条 利用規約及び利用契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとしします。また、CONNEQTOR 利用者と東証との間に CONNEQTOR のサービスの利用について生じた一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(利用規約の改定)

- 第 30 条 東証は、利用規約を改定する場合、改定日の 1 か月前まで（第 19 条第 3 項の内容を改定する場合、又は、第 23 条第 1 項の利用料を改定する場合は 3 か月前まで）に、CONNEQTOR 利用者へ書面又は電磁的方法により通知します。ただし、軽微な改定については予告なく改定する場合があります、その場合には事後的に改定内容を CONNEQTOR 利用者へ書面又は電磁的方法により通知します。

- 2 利用規約の改定があった場合、利用契約には、常に最新の利用規約が適用されるものとしします。

(通知)

- 第 31 条 CONNEQTOR 利用者は、他の CONNEQTOR 利用者が第 10 条に定める禁止事項に掲げる行為のいずれかを行っていることを認識した場合は、東証に対し、その旨を通知するよう努めるものとしします。

(修理又は復旧の順序)

- 第 32 条 東証は、CONNEQTOR 用の設備が故障し又は滅失した場合であっても、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信のため優先的に取り扱われる設備を優先して修理し又は復旧することができるものとしします。この場合において、CONNEQTOR 利用者へ何らかの損害が生じたとしても、東証は一切の責任を負わないものとしします。

(協議事項)

第 33 条 CONNEQTOR の運営・利用に関して利用規約が定めていない事項又は疑義が生じた場合は、当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとします。